「心豊かな活力のある生徒の育成」 ~凡事徹底・継続・一流~

大月町立大月中学校 学校便り 第5号 令和5年 6月12日(月) 文責:宮本

学校運営協議会

6月8日(木)に、今年度第1回目の学校運営協議会が開催されました。この会は、令和元年度から設立に向けて準備委員会が発足し、「地域とともにある小・中学校を目指して~大月町コミュニティ・スクール~」として昨年度から始まりました。この会は小中の学校運営やこの会の必要な支援に関して協議する機関として、大月町教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としています。委員には主任児童民生委員、学識経験者、地域学校協働本部運営委員長、地域学校協働本部(コーディネーター)、おおつき保育所長、大月小校長、大月中校長、大月小及び大月中のPTA代表者等で構成されています。先日の第1回目の協議会では、コミュニティ・スクールの定義と役割について、伊与田教育長から説明がありました。

コミュニティ・スクールの定義は「学校運営協議会」を設置している学校のこと。教職員と保護者、地域の方が心を通わせ、共に支え合い・喜び合う大月町の子どもづくりを目指し、学校と保護者や地域の皆さんが、ともに知恵を出し合い、学校運営に反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

学校運営協議会の役割(責任と権限)は、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する(必須)、②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる(任意)、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる(任意)ということです。

大月小学校長と大月中学校長から、令和5年度の学校 経営方針について説明を行い、委員からの意見や質問に 対して丁寧に応えて、承認をいただきました。

高知県指定事業「中山間地域における特色ある学校づくり推進事業」が最終年度となる今年も、小中学校で全学年の生活科・総合的な学習の時間を公開して、小中全教員が参加して研究協議を行い、指定事業のアドバイザーの講演を拝聴し、大月町の未来を担う子どもたちを育成するよう一生懸命取り組んで参ります。そのためにも地域の教育力を必要としますので、学校運営協議会や地域学校協働本部が車の両輪となって、地域に学び、地域を誇りにする児童生徒の健全育成に取り組みます。

→裏面にコミュニティ・スクールの仕組み図を掲載

幡多地区中学校総合体育大会

3年生にとっては、7月21日から行われる高知県中学校総合体育大会(県総体)への出場権をかけた、最後の戦いとなる幡多地区総合体育大会が6月3日(土)から軟式野球の部、10日(土)・11日(日)にバレーボール

の部、卓球の部が開催されました。野球の部では、くし くも幡西大会のリベンジマッチとなる戦いでした。1点 を先制して最終回表、2点を取られて逆転されましたが、 その裏1点を返して、延長タイブレーク(無死1塁2塁 から)になりました。9回に1点を奪われ、その裏2ア ウト満塁まで攻めましたが、あと1本が出ずゲームセッ ト、2年生が大健闘でした。バレーボールも幡西大会で 1セットも取れなかった片島中にフルセットまでいき ました。小筑紫中には第1セットを失いながらも2セッ ト連取して勝利しました。あと1勝すれば県総体出場が 決まる2日目でしたが、あと一歩及ばず、県総体出場は なりませんでしたが、あっぱれの大健闘でした。卓球男 子団体戦は6チームが総当たりのリーグ戦、最終試合で 中村西中と全勝対決。第1単と第2単を落として、後が なくなりましたが、ダブルス戦と第4単を制し2-2。 最後のシングル戦もフルセットまでもつれ、第5ゲーム も10-10のデュースからデュースを繰り返し、最後 は16-14で勝利して2連覇を達成しました。優勝決 定の瞬間、生徒達が抱き合って喜ぶ姿が眩しく輝いてい ました。出場した生徒のみなさん、お疲れさまでした。

大会結果

幡多地区総合体育大会(野球) 6/3 四万十スタジアム

1回戦:2-2(延長9回タイブレーク 0-1)東・小筑紫中

幡多総合体育大会(バレーボール) 6/10,11 宿毛市体育館

【予選B組リーグ戦】1-2片島中、2-1小筑紫中

【決勝トーナメント】1回戦0-2西土佐中

【県総体出場決定戦】1回戦0-2大方中

幡多総合体育大会(卓球) 6/10,11 四万十市安並体育館

【団体リーグ戦】大月中5戦全勝 優勝!!

【個人戦】2位: 菅 玲音, 3位: 西森 陽那太,

3位:澤村 柊哉, ベスト8:横山 颯史郎

今後の主な予定

6月15日(木)期末テスト範囲発表

17日(土)道徳参観日(午前キャリア教育講演会)給食あり

20日(火)あいさつ運動(野球部),生徒総会(午後)

22日(木)期末テスト週間(部活動停止~6/30朝)

24日(土)全日本中学校通信陸上大会(春野)~25

28日(水)中山間事業公開授業63年総合

29日(木)期末テスト①

30日(金)期末テスト②, 部活動再開(午後)

7月 2日(日)科学の甲子園ジュニア幡多地区予選

6日(木)高校説明会①(中村・大方「普]・大方「通])

7日(金)高校説明会②(宿毛工・宿毛・幡多農)

PTA執行委員会·拡大代表委員会 19 時~

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

市区町村 教育委員会

協議会の設置 委員の任命

協議会の適正な 運営を確保する 措置

委員の任命に 校長の意見を反映

学校運営に関する 意見

教職員の任用に関する 意見

柔軟な運用を

可能とする仕組みへ

都道府県 教育委員会

教職員の任用 (学校運営協議会 の意見を尊重)

複数校について一つの協 議会を設置可能に



学校運営 協議会



小中一貫型小・中学校など

コミュニティ・スクール

(学校運営協議会を設置した学校)

(委員) 保護者代表・地域住民 地域学校協働活動推進員 など



学校運営への必要な支援に関する協議

協議の結果に係る 情報提供の努力義務



(地域学校協働本部等)

保護者・地域住民等

情報提供・協議を

説明

承認

説明

意見



学校運営の

基本方針

学校運営・

教育活動

地教行法第四十七条の五

<学校運営協議会の主な役割 >

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の仟用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べ ることができること